

国有財産沖縄地方審議会（第39回）

令和 3年2月
内閣府 沖縄総合事務局 財務部

報告事項 第36回審議会(令和元年6月13日開催) 答申事案の処理状況について

○新たに処分方針等を取消すこととしたもの

年度	審議会開催日	付議内容						取消理由
		所在地	区分	数量 (m ²)	相手方	利用計画	処理区分	
元	R1.6.13 (第36回)	沖縄県石垣市 字桴海大田148番446	土地 建物 工作物	20,002.88 2,836.59/3,549.82 建物付帯工作物、 構内構築物 (給排水施設ほか)	石垣市	石垣市 北西部活性化センター	時価売払	石垣市との見積り合せの結果、国の予定価格の制限に達せず、石垣市より見積り合せの辞退届が提出されたもの。

【財産の位置】



出典: 国土地理院ウェブサイト (地図・空中写真閲覧サービス)

【参考】最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について（令和元年9月20日付 財理第3206号）«抜粋»

第7 公的取得等要望を行う財産の処分等手続について

3 地方公共団体等に対する処分等手続

地方公共団体等に対する未利用国有地等の処分等を進めるに当たっては、以下の手続により行うものとする。

(1) 取得等要望の受付 (略)

(2) 財務局等の審査 (略)

(3) 処分等相手方の決定手続 (略)

(4) 処分等価格の決定手続

イ 上記(3)により処分等相手方を決定した場合（審査基準通達記－3－(2)の規定に基づき処分等相手方を決定した場合を除く。）においては、処分等相手方との間で書面（別紙様式第5号）による見積り合せを実施した上で、国の予定価格以上の価格をもつて処分等価格を決定するものとする。

(注) (略)

□ 上記イによる見積り合せを実施するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

(イ) (略)

(ロ) 見積り合せの実施回数は契約締結期限内において、累計で5回まで行うことができるものとし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ること。なお、財務局長等は、見積り合せの実施通知等において、次に掲げる事項を記載の上で、あらかじめ処分等相手方に対して周知するものとする。

A 見積り合せの実施回数は契約締結期限内において、累計で5回まで行うことができるものとし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ること。

B 見積り合せの打ち切りにより処分等相手方に損害が生じても国はその責めを負わないこと

また、国有財産地方審議会に諮問の上で処分等相手方を決定した場合であって、当該処分等相手方との間での見積り合せの結果、見積り合せの打ち切りにより契約手続を終了した場合（処分等相手方が見積り合せを辞退した場合を含む。）においては、遅滞なく、国有財産地方審議会にその旨を報告するものとする。

(ハ) (略)